

2023 年 行政書士試験

本試験分析 速報

資格の大原

1 合格基準

1 配点

試験科目		出題形式		出題数	配点
法令等	憲法、行政法、民法、商法、基礎法学	択一式	5肢択一式	40問	160点
			多肢選択式	3問	24点
		記述式		3問	60点
計				46問	244点
一般知識等	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解	択一式	5肢択一式	14問	56点
合計				60問	300点

※「法令等」は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」の略です。

※「一般知識等」は、「行政書士の業務に関連する一般知識等」の略です。

※択一式 5肢択一式：1問につき4点

多肢選択式：1問につき8点 空欄（ア～エ）1つにつき2点

※記述式 1問につき20点

2 合格基準

次の要件をすべて満たした者が合格となります。

- ① 「法令等」の得点が、満点の**50%以上**（122点以上）である者。
- ② 「一般知識等」の得点が、満点の**40%以上**（24点以上）である者。
- ③ 試験全体の得点が、満点の**60%以上**（180点以上）である者。

※問題の難易度により、補正的措置が加えられる場合があります。例えば、2014年の合格基準は、試験問題の難易度を評価し、次のとおり補正的措置が講じられています。

- ① 「法令等」の得点が、110点以上である者。
- ② 「一般知識等」の得点が、24点以上である者。
- ③ 試験全体の得点が、166点以上である者。

2

本試験分析

1 正解率

問題番号	科目	正解	正解率
問題1	基礎法学	1	40.9%
問題2	基礎法学	5	62.7%
問題3	憲法	2	10.9%
問題4	憲法	3	38.2%
問題5	憲法	3	11.8%
問題6	憲法	2	69.1%
問題7	憲法	2	36.4%
問題8	行政法	3	94.5%
問題9	行政法	3	69.1%
問題10	行政法	3	82.7%
問題11	行政法	2	50.9%
問題12	行政法	2・5	85.5%
問題13	行政法	1	84.5%
問題14	行政法	2	85.5%
問題15	行政法	3	61.8%
問題16	行政法	4	84.5%
問題17	行政法	2	36.4%
問題18	行政法	2	48.2%
問題19	行政法	3	80.0%
問題20	行政法	5	85.5%
問題21	行政法	1	21.8%
問題22	行政法	1	19.1%
問題23	行政法	4	55.5%
問題24	行政法	4	44.5%
問題25	行政法	3	38.2%
問題26	行政法	5	74.5%
問題27	民法	4	78.2%
問題28	民法	2	76.4%
問題29	民法	5	65.5%
問題30	民法	5	84.5%
問題31	民法	5	81.8%
問題32	民法	4	78.2%
問題33	民法	4	56.4%
問題34	民法	4	26.4%
問題35	民法	3	73.6%
問題36	商法	5	53.6%
問題37	商法	5	61.8%
問題38	商法	2	36.4%
問題39	商法	3	48.2%
問題40	商法	5	47.3%

問題番号	科目	正解	正解率
問題41ア	憲法	6	8.2%
問題41イ	憲法	18	49.1%
問題41ウ	憲法	13	20.9%
問題41エ	憲法	8	42.7%
問題42ア	行政法	5	89.1%
問題42イ	行政法	18	58.2%
問題42ウ	行政法	12	97.3%
問題42エ	行政法	3	94.5%
問題43ア	行政法	14	90.0%
問題43イ	行政法	6	88.2%
問題43ウ	行政法	19	76.4%
問題43エ	行政法	9	90.0%
問題44	行政法	—	—
問題45	民法	—	—
問題46	民法	—	—
問題47	政経社	2	51.8%
問題48	政経社	5	93.6%
問題49	政経社	3	38.2%
問題50	政経社	5	33.6%
問題51	政経社	1	70.0%
問題52	政経社	2	65.5%
問題53	政経社	4	83.6%
問題54	情報等	4	60.9%
問題55	情報等	4	59.1%
問題56	情報等	5	90.9%
問題57	情報等	1	53.6%
問題58	文章理解	2	97.3%
問題59	文章理解	1	96.4%
問題60	文章理解	1	97.3%

2 平均点

	法令等※	一般知識等	全体※	合格率
2019年	103.0点	41.4点	144.4点	11.48%
2020年	112.6点	42.3点	154.9点	10.72%
2021年	116.1点	37.0点	153.1点	11.18%
2022年	113.6点	38.4点	152.1点	12.13%
2023年	109.9点	39.7点	149.6点	-

※ 記述式は除く

3 基礎法学

1. 平均正解数

2021年	2022年	2023年
2問中1.4問	2問中1.0問	2問中1.0問

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題1	法学の基礎	B
問題2	法人等	B

※ランク A…正解率70%超、B…正解率70%以下40%以上、C…正解率40%未満

3. 総評

基礎法学は例年どおりである。今年は過去問学習で正解を導き出せる問題がなかった。基礎法学に関しては、現場思考で常識的に判断する対応も重要である。

4 憲法

1. 平均正解数

① 5肢択一式

2021年	2022年	2023年
5問中3.8問	5問中3.3問	5問中1.7問

② 多肢選択式

2021年	2022年	2023年
空欄4個中1.3個	空欄4個中1.8個	空欄4個中1.2個

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題3	基本的人権の間接的、付随的な制約	C
問題4	国務請求権	C
問題5	罷免・解職	C
問題6	国政調査権の限界	B
問題7	財政	C
問題41ア	表現行為に対する事前抑制	C
問題41イ		B
問題41ウ		C
問題41エ		B

3. 総評

憲法は難化した。上位群（27%）と下位群（27%）の差を弁別指数といい、この差が高いほど良問であるとされる。別の見方をすればこの差が大きい問題が合否を分けた問題ともいえる。

データを分析すると、5肢択一式で合否を分けた問題は問題6である。今年の憲法はストレートに重要判例や基本論点を問う問題が少ないが、今年のような問題を後追いする必要性は高くない。ある科目が難化したときは他の科目でカバーすればよく、どの科目も基本論点をマスターして得点できるようにしておくことが重要であることを再確認してほしい。

5 行政法

1. 平均正解数

① 5肢択一式

2021年	2022年	2023年
19問中14.0問	19問中13.3問	19問中12.0問

② 多肢選択式

2021年	2022年	2023年
空欄8個中5.8個	空欄8個中5.8個	空欄8個中6.8個

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題8	法理論 行政行為の瑕疵	A
問題9	法理論 行政上の法律関係	B
問題10	法理論 在留期間更新の許可申請に対する処分（マクリーン事件判決）	A
問題11	行政手続法 総合	B
問題12	行政手続法 聴聞	A
問題13	行政手続法 行政庁等の義務	A
問題14	行政不服審査法 不作為についての審査請求	A
問題15	行政不服審査法 審査請求の裁決	B
問題16	行政不服審査法 審査請求の手続	A
問題17	行政事件訴訟法 総合	C
問題18	行政事件訴訟法 行政事件訴訟法の準用規定	B
問題19	行政事件訴訟法 抗告訴訟の対象	A
問題20	国家補償 道路をめぐる国家賠償	A
問題21	国家補償 国家賠償法1条2項に基づく求償権の性質	C
問題22	地方自治法 普通地方公共団体	C
問題23	地方自治法 直接請求	B
問題24	地方自治法 事務の共同処理	B
問題25	行政法総合 空港や航空関連施設をめぐる裁判	C
問題26	行政法総合 地方公共団体に対する法律の適用	A

問題42ア	法理論 公営住宅の使用関係	A
問題42イ		B
問題42ウ		A
問題42エ		A
問題43ア	行政事件訴訟法 訴訟類型	A
問題43イ		A
問題43ウ		A
問題43エ		A

3. 総評

行政法はやや難化した。データを分析すると、Aランク・Bランクのほぼすべての問題で上位群と下位群に差がついており、例年どおり、行政法が合否を分けたといえる。行政法で確実に得点することが重要である。

6 民法

1. 平均正解数

2021年	2022年	2023年
9問中4.0問	9問中4.8問	9問中6.2問

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題27	消滅時効	A
問題28	取得時効と登記	A
問題29	譲渡担保	B
問題30	連帯債務	A
問題31	相殺	A
問題32	債権総論総合	A
問題33	契約の解除等	B
問題34	損益相殺ないし損益相殺的調整	C
問題35	遺言	A

3. 総評

民法は、オーソドックスな論点が多く、前年までと比較する正解率が高い問題が多い。データを分析すると、問題27、30は下位群も正解率が高く、問題28、29、31、32で差がついている。今年は憲法で得点できない分を民法でカバーしたい。

7 商法

1. 平均正解数

2021年	2022年	2023年
5問中1.7問	5問中1.9問	5問中2.5問

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題36	商行為	B
問題37	設立時取締役	B
問題38	株式会社の種類株式	C
問題39	役員等の責任	B
問題40	会計参与と会計監査人の差異	B

3. 総評

商法はここ数年難化傾向が続いている。まず過去問出題論点、次に頻出論点である株式会社の設立、株式、株主総会、取締役・取締役会の基本事項をおさえておきたい。

8 政治・経済・社会

1. 平均正解数

2021年	2022年	2023年
8問中4.5問	8問中4.6問	7問中4.4問

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題47	G 7 サミット（主要国首脳会議）	B
問題48	日本のテロ（テロリズム）対策	A
問題49	1960年代以降の東南アジア	C
問題50	日本の法人課税	C
問題51	日本の金融政策	B
問題52	日本における平等と差別	B
問題53	日本の社会保障、社会福祉	A

3. 総評

政治・経済・社会は今年7問の出題となっている。例年差がつく問題は少ない。範囲が広い科目の特性上、過去問の学習よりも新聞やニュース等で広く浅く時事を学習することが重要である。

なお、2024年試験から「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」に科目名が変更され、政治・経済・社会は、「一般知識」から出題しうるとされている。また、「諸法令」（行政書士法、戸籍法、住民基本台帳法等）が出題されることになっている。

9 情報通信・個人情報保護

1. 平均正解数

2021年	2022年	2023年
3問中2.2問	3問中2.2問	4問中2.6問

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題54	日本における行政のデジタル化	B
問題55	情報通信用語	B
問題56	インターネット	A
問題57	個人情報	B

3. 総評

情報通信・個人情報保護は今年4問の出題となっている。問題56は、現場思考で常識的に判断できる問題であった。情報通信・個人情報保護に関しても近年は時事的な出題が多くなっている。

10 文章理解

1. 平均正解数

2021年	2022年	2023年
3問中2.6問	3問中2.8問	3問中2.9問

2. 内容

問題番号	内容	ランク
問題58	空欄補充問題	A
問題59	空欄補充問題	A
問題60	空欄補充問題	A

3. 総評

平均正解数は例年どおり。文章理解で3問正解したい。

3 記述式解説

問題44

【正解例】

Y市を被告として、出席停止の懲罰について差止めの訴えを提起し、仮の差止めの申立てをする。(44字)

【解説】

1. 問題文の検討

本問では、「誰に対してどのような手段をとることが有効適切か」とある。

したがって、本問では、①誰に対して(被告)、②有効適切な手段を記述すればよいことがわかる。

2. 知識・キーワードの抽出

この法律において「差止めの訴え」とは、行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟をいう(行政事件訴訟法3条7項)。

本問の場合、出席停止の懲罰を回避するための手段を検討していることから、差止めの訴えを提起することが有効適切である。

取消訴訟の被告適格に関する行政事件訴訟法11条は、差止めの訴えに準用される(行政事件訴訟法38条1項)。よって、処分をする行政庁が国又は公共団体に所属する場合には、差止めの訴えは、当該処分をする行政庁の所属する国又は公共団体を被告として提起しなければならないこととなる。

本問の場合、出席停止の懲罰をしようとしているのはY市議会である。よって、「被告」については、「Y市」ということになる。

差止めの訴えの提起があった場合において、その差止めの訴えに係る処分又は裁決がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、仮に行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずること(仮の差止め)ができる(行政事件訴訟法37条の5第2項)。

本問の場合、次の会期の議会が招集されるまで1か月程度の短い期間しかないことから、仮の差止めの申立てをすることが有効適切である。

3. 総評

「誰に対して（被告）」「有効適切な手段（提起すべき訴訟等）」は記述式の頻出論点である。どのようなときにどのような訴訟を提起すべきか、どのような仮の救済手段をとることができるかをしっかりおさえておきたい。

問題45

【正解例】

Aは、物上代位権の行使によって、払渡しの前に火災保険金債権を差し押さえなければならない。(44字)

【解説】

1. 問題文の検討

本問では、「Aがこの保険金に対して優先弁済権を行使するためには、民法の規定および判例に照らし、どのような法的手段によって何をしなければならないか」とある。

したがって、本問では、①法的手段、②何をしなければならないかを記述すればよいことがわかる。

2. 知識・キーワードの抽出

先取特権の物上代位に関する304条は、抵当権に準用される（民法372条）。

よって、抵当権は、その目的物の売却、賃貸、滅失又は損傷によって債務者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる。ただし、抵当権者は、その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならない。

また、判例は、建物の火災保険金債権への物上代位を認めている（大判大正12.4.7）。

本問の場合、火災保険金債権への物上代位が認められる。また、物上代位権を行使するには、払渡しの前に火災保険金債権を差し押さえる必要がある。

3. 総評

物上代位は、2006（平成18）年問題46でも記述式で出題されている。記述式も、択一式同様、過去問学習の重要性が高まっている。

問題46

【正解例】

Aは、Bに対し、契約不適合を理由として、報酬減額請求、損害賠償請求、契約の解除ができる。(44字)

Aは、Bに対し、担保責任に基づき、報酬減額請求、損害賠償請求、契約の解除ができる。(41字)

【解説】

1. 問題文の検討

本問では、「Aが、Bに対し、権利行使ができる根拠を示した上で、AのBに対する修補請求以外の3つの権利行使の方法について、40字程度で記述しなさい」とある。

したがって、本問では、①権利行使ができる根拠、②権利行使の方法を記述すればよいことがわかる。

2. 知識・キーワードの抽出

契約不適合に関する規定は、有償契約の性質がこれを許さないときを除き、売買以外の有償契約について準用される（民法559条）。

よって、請負人が契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したときは、注文者は、所定の要件を満たせば、請負人に対し、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

本問の場合、まず、権利行使ができる根拠は、契約不適合又は請負人の担保責任となる。次に、「修補請求以外（履行の追完の請求以外）」の権利行使の方法とあることから、3つの権利行使の方法については、報酬減額請求、損害賠償請求、契約の解除となる。

なお、請負の場合、原則として、注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求、契約の解除をすることはできないが（民法636条）、本問の場合、「Bの供する材料を用い、また、同住宅の設計もBに委ねることとされた」とあり、この点は問題とならない。また、注文者は、原則として、その不適合を知った時から1年以内にその旨を請負人に通知する必要があるが（民法637条1項）、本問の場合、「Aは、そのことを直ちにBに通知した」とあり、この点も問題とならない。

3. 総評

本問では、「修補請求以外」の権利行使の方法という誘導があり、修補請求が履行の追完の請求にあたることから、これ以外の3つを記述することを読み取る必要がある。